公益財団法人日本高等学校野球連盟加盟の各高校責任者
（学校長および野球部責任者）の皆様へ

2026年度版

2026年12月始期分

高校野球（硬式）

賠償責任保険・傷害保険

（施設賠償責任保険）　（スポーツ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険）

のご案内

熱中症も補償します！



いつでも　どこでも　らくらく手続き　インターネット加入に変更になりました！

保険期間	2026年12月1日午前0時～2027年12月1日午後4時 （中途加入の場合：補償開始日の午前0時～2027年12月1日午後4時）
加入締切日	2026年11月30日（月）（2026年12月1日補償開始の場合）

*中途加入のスケジュールについて、P.4、6をご確認ください。

加入対象者　公益財団法人日本高等学校野球連盟加盟の各高等学校および野球部員等

*賠償責任保険、傷害保険のいずれか一方のみの加入も可能となっております。
*締切日を過ぎた場合でも、随時受付しております。

保険契約者　　：公益財団法人日本高等学校野球連盟
保険取扱代理店：朝日新聞総合サービス株式会社
引受保険会社　：東京海上日動火災保険株式会社

高校野球賠償責任保険・傷害保険
加入および事故発生状況

1.賠償責任保険

（1）加入状況*1

保険加入高校	高校野球連盟加盟校
1,340校*2	4,179校*3

*1 硬式・軟式合算
*2 2026年8月31日時点の団体(学校)加入している保険加入高校数
*3 2025年(令和7年)日本高等学校野球連盟ホームページに掲載された加盟校数より

（2）事故の発生件数

保険金支払期間	事故の発生件数
2021.12～2022.11	332
2022.12～2023.11	237
2023.12～2024.11	165
2024.12～2025.11	173
2025.12～ *4	61

*4 2025年は、2026年6月25日現在の件数です。

（3）2024年12月～1年間の保険金のお支払状況

最大の保険金お支払い額：957,420円　平均お支払額：139,715円

支払保険金の額	支払件数	件数割合	支払保険金合計（円）	支払割合
20万円以上	73	42.2%	27,798,562	85.4%
10万円～20万円	34	19.7%	4,955,991	15.2%
5万円～10万円	26	15.0%	1,756,141	5.4%
5万円未満	41	23.7%	1,129,596	3.5%
対応中	0	0.0%	0	0.0%
合計	173	100.0%	32,553,579	100.0%

（4）事故例

●野球部員の打ったボールが外へ出て、民家の屋根に当たり、屋根がへこんでしまった。（1,105,574円）
●野球部員の打ったボールが外へ出て、民家のカーポート屋根を破り駐車中の車に接触。（957,420円）

●校外に打球が飛び出して車や家を破損する対物事故が殆どです。（2024年度対人事故：0件）
●対人事故の場合、高額の支払いになりやすい傾向になります。過去10年間では、対人賠償で3,865万円や、1,266万円のお支払い事例もあります。
●防球ネットの不備等で生徒が負傷し、安全管理不備として学校・教育委員会への賠償責任が発生するケースもあります。

賠償責任は万が一の際の補償です。是非、ご加入をご検討ください。

2.傷害保険

（1）加入状況*5

保険加入高校	保険加入部員
144校*6	6,613人*7

*5 硬式・軟式合算
*6 2026年8月31日時点 団体(学校)加入している保険加入高校数
*7 2026年8月31日時点 団体(学校)加入と個人加入を合算した保険加入部員数

（2）事故の発生件数

保険金支払期間	事故発生件数
2021.12～2022.11	371
2022.12～2023.11	398
2023.12～2024.11	379
2024.12～2025.11	381
2025.12～ *8	210

*8 2025年は、2026年6月25日現在の件数です。

（3）事故例

●練習試合中、ライナーが顔面を直撃。後遺障害認定となった。（478,800円）
●練習中、バッティングマシーンのボールが選手の眼に当たり、負傷。（622,440円）
●練習中に階段から落ち受傷。（776,420円）
●練習中に左膝を捻り負傷。約40日間の入院。（111,000円）

●転倒や打球のイレギュラーによる事故が多く発生しております。
●1件あたりのお支払い金額は、2024年が平均1.3万円、2024年は平均1.1万円ですが、過去には1件あたり77万円超の保険金をお支払いした保険事故も発生しております。

練習中のケガは頻繁に起こっています。是非、ご加入をご検討ください。

万が一の事故に備えて!!

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については別冊の「補償のあらまし　重要事項説明書」をご覧ください。

損害賠償金や諸費用を補償！

賠償責任保険（施設賠償責任保険）

こんなときに…



打球が校外に飛び出し民家や駐車中の自動車に衝突し、破損させた。



同じグラウンドで練習中のほかのクラブの部員にボールがあたりけがをさせた。

保険金をお支払いできない主な場合【具体例】
- ●使用中のグラウンド、学校施設（校舎、体育館など）に与えた損害。
- ●プレー中に伴うスライディング、イレギュラーバウンド、デッドボールなどにより選手にケガをさせた。など

賠償責任保険（施設賠償責任保険）

日本国内で行われる記名被保険者*1管理下の野球部の練習および練習試合（公式戦を除く*2）に起因し、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者*3が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（法律上の損害賠償金＜治療費・慰謝料など＞、争訟費用、求償権保全、行使費用/損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用）に対して保険金をお支払いします。

*1 記名被保険者とは加入学校（野球部）を指します。
*2 公式戦中の事故については、主催者が賠償責任を負うことが多いため、この保険では対象外としています。
*3 被保険者とは、この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。
- a. 記名被保険者（加入者票の記名被保険者欄に記載された者）
- b. 記名被保険者の使用人
- c. 記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者が法人の場合）
- d. 記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の社団の場合）
- e. 記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人の場合）

（注1）プレーに伴う選手同士等の事故につきましては、必然的に発生する事故が多く、学校側に法律上の責任が生じないものとされ、保険金支払いの対象外となることがあります。
（注2）加入は各学校単位となりますが、経営が同一法人の学校間で発生した事故につきましては、賠償責任が発生しないため、補償対象外となります。
（注3）他の学校のグラウンド等で練習や練習試合を行っている間の事故については、借用するグラウンド等の保険加入がある場合、借用するグラウンド等の保険で補償対象となる場合があります。
本制度に加入していない学校のグラウンド等で練習や練習試合を行っている間の事故について、法律上の賠償責任が生じないケースでは保険金支払いの対象外となることがあります。

■保険期間 【2026年11月30日（月）までに加入手続きをした場合】

2026年12月1日午前0時～2027年12月1日午後4時

【2026年12月1日（火）以降に加入手続きをした場合】

補償開始日午前0時～2027年12月1日午後4時

■補償開始日

保険の加入手続きが完了した日によって異なります。
詳細は右ページ「申込・払込締切・補償開始日スケジュール一覧」にてご確認ください。

■部員数によって保険料が異なります。

注意

※部員数については、2026年5月末日に公益財団法人日本高等学校野球連盟に届け出た人数（＝マネージャー・届け出の後に退部した生徒を含む人数）で計算願います。（公益財団法人日本高等学校野球連盟加盟校部員数調査資料に基づきます。）なお、部員数がご不明な場合は、各都道府県高野連までお問合せ願います。

■補償内容・保険料

保険料：一時払

			プランA	プランB	プランC	プランX	プランY	プランZ
支払限度額	身体障害 1名・1事故あたり		1億円			1億円	2億円	3億円
	財物損壊 1事故あたり		1,000万円			1,000万円	2,000万円	3,000万円
免責金額（自己負担額）1事故につき			1万円	2万円	4万円	0円		
保険料	部員数	30名以下	42,000円	33,800円	27,300円	46,800円	55,770円	61,710円
		31～40名	52,000円	41,600円	32,500円	58,910円	70,210円	77,680円
		41～50名	58,500円	45,500円	35,100円	66,700円	79,490円	87,950円
		51名以上	65,000円	49,400円	37,700円	74,510円	88,800円	98,250円

※身体障害事故・財物損壊事故の免責金額は担保項目ごとに適用されます。
○保険期間1年間の加入の方について、算出基礎数字の変動による精算は、「保険料不精算特約」に基づき不要となります。
○2026年12月以降に加入の場合、2026年5月末に高野連に提出した部員数を確定数字としてお引き受けしますので、新入部員が増えた場合でもお手続きは必要ありません。

賠償責任保険　申込・払込締切・補償開始日スケジュール一覧

（いつご加入いただいても保険料は同じとなり、補償終了日は2027年12月1日午後4時までとなります。）

web申込 締切日	払込(支払) 締切日	補償開始日 （午前0時より補償開始）
2026年11月30日		2026年12月1日
2026年12月30日		2026年12月／払込(支払)日の翌日
2027年1月30日		2027年1月／払込(支払)日の翌日
2027年2月27日		2027年2月／払込(支払)日の翌日
2027年3月30日		2027年3月／払込(支払)日の翌日
2027年4月29日		2027年4月／払込(支払)日の翌日
2027年5月30日		2027年5月／払込(支払)日の翌日
2027年6月29日		2027年6月／払込(支払)日の翌日
2027年7月30日		2027年7月／払込(支払)日の翌日
2027年8月30日		2027年8月／払込(支払)日の翌日
2027年9月29日		2027年9月／払込(支払)日の翌日
2027年10月30日		2027年10月／払込(支払)日の翌日
2027年11月29日		2027年11月／払込(支払)日の翌日

■申込み方法　**インターネットでらくらくお手続き！**

野球部責任者が野球部単位（団体）で払込み・申込みください。
詳しくは別紙「 Web手続きのご案内」をご確認ください。



Dプラン制度について

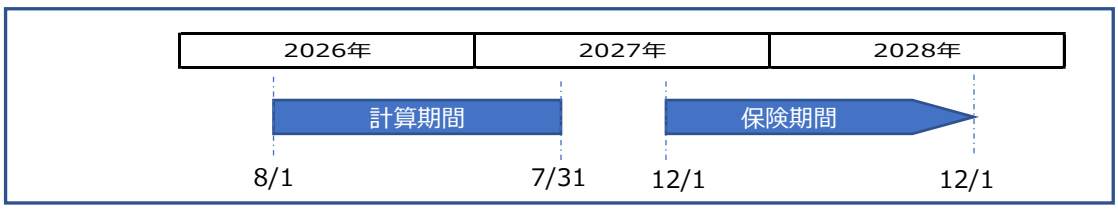
当該保険制度維持のため、一定基準を超過した加入校については、免責金額を10万円に設定したプラン（Dプラン）にご加入いただく制度運営を行っております。以下のとおりDプランの概要を記載いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。（※Dプラン制度は、硬式野球のみに適用いたします。）

（1）Dプランになる計算期間・判定金額

a. 計算期間

毎年8月1日～7月31日の1年間の累計保険金お支払い実績で判断いたします。

例）2027年12月始期契約の場合（計算期間：2026年8月1日から2027年7月31日）



b. 判定金額

計算期間内（1年間）の保険金支払いが15万円以上となった場合

（2）Dプラン対象から通常プランへの復帰条件について

下記a～cの条件を全て充たすことにより、次回更新時（2027年12月1日）より通常プランをご選択いただけます。

a. 2027年7月31日までにDプランでご契約（補償開始）いただいていること。
b. 計算期間内（2026年8月1日～2027年7月31日）の保険金支払金額が15万円未満であること。
c. 「安全対策報告書」を2027年7月31日必着にてご提出いただくこと。

※設備改修は必須とはせず、練習方法変更などでも可といたしますが、何かしらの対策が取られていることが必須条件となります。

（3）その他

前年度Dプラン校のうち、前年度の保険金支払額が50万円以上になった場合につきましては、加入プラン内容について、個別にご相談させていただく場合がございますのでご了承ください。

万が一の事故に備えて!!

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については
別冊の「補償のあらまし　重要事項説明書」をご覧ください。

野球競技活動中のケガを補償！

傷害保険（スポーツ団体傷害保険特約付普通傷害保険）

こんなときに‥



野球の練習中に転んで足を捻挫し、通院した。



試合中に、ランナーとぶつかり、ケガをして入院した。

保険金をお支払いできない主な場合　●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、および野球肩、疲労骨折　など

傷害保険（スポーツ団体傷害保険特約付普通傷害保険）
被保険者が野球部の管理下において野球競技中（練習中・試合中＜公式戦を含みます＞）に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガをしたまたは熱中症となった場合に補償します。（日本国内のみ）
（注）野球部の管理下であっても、スポーツを行っていない間のケガ（合宿宿舎内でのケガ、団体として移動中のケガなど）や、野球部の管理下外でスポーツを行っている間のケガ（自宅で練習中のケガなど）は保険金のお支払いの対象となりません。

傷害保険は、加入パターンにより、申し込み方法が異なります！
どちらか一方でお手続きください。

団体	野球部責任者が加入者を取りまとめて、野球部単位（団体）で払込み・申込み
特徴1：タイプⅠ、Ⅱ、Ⅲからご選択いただけます。 特徴2：野球部責任者が契約を管理するため、加入者の把握が可能です。	

個人	野球部員（保護者）が個人で払込み・申込み
特徴1：タイプⅠ、Ⅱ、Ⅲからご選択いただけます。 特徴2：野球部員（保護者）が契約を管理するため、野球部責任者は加入者の把握が必要です。	

■保険期間　【2026年11月30日（月）までに加入手続きをした場合】
2026年12月1日午前0時～2027年12月1日午後4時
【2026年12月1日（火）以降に加入手続きをした場合】
補償開始日午前0時～2027年12月1日午後4時

■補償開始日
保険の加入手続きが完了した日によって異なります。
詳細は右ページ「申込・払込締切・補償開始日スケジュール一覧」にてご確認ください。

■保険の対象となる方
公益財団法人日本高等学校野球連盟加盟の各学校の野球部員（入学前の入部予定者含む）
マネージャーおよび指導者（野球部責任教師、監督、コーチ）に限ります。

■申込み方法　**インターネットでらくらくお手続き！**
野球部単位もしくは個人で申込みください。
詳しくは右のQRコードにアクセス、
または別紙「Web手続きのご案内」をご確認ください。



■保険金額（1名につき）個人加入もプラン選択が可能になりました。補償内容の違いにより３種類の契約プランがあります。

	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ
死亡・後遺障害保険金額	239万４千円	285万5千円	479万8千円
入院保険金日額	1,500円	2,500円	3,000円
通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円
手術保険金額	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。		

■申込スケジュールと保険料（一時払）

傷害保険　申込・払込締切・補償開始日スケジュール一覧

（いつご加入いただいても補償終了日は2027年12月1日午後4時までとなります。）

web申込締切日	払込(支払)締切日	補償開始日（午前0時より補償開始）	傷害保険の保険料（硬式） タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ
2026年11月30日		2026年12月1日	2,610円	3,720円	5,230円
2026年12月30日		2026年12月／払込(支払)日の翌日	2,610円	3,720円	5,230円
2027年1月30日		2027年1月／払込(支払)日の翌日	2,400円	3,420円	4,800円
2027年2月27日		2027年2月／払込(支払)日の翌日	2,180円	3,100円	4,360円
2027年3月30日		2027年3月／払込(支払)日の翌日	1,960円	2,790円	3,930円
2027年4月29日		2027年4月／払込(支払)日の翌日	1,740円	2,480円	3,490円
2027年5月30日		2027年5月／払込(支払)日の翌日	1,520円	2,170円	3,050円
2027年6月29日		2027年6月／払込(支払)日の翌日	1,310円	1,870円	2,620円
2027年7月30日		2027年7月／払込(支払)日の翌日	1,090円	1,550円	2,190円
2027年8月30日		2027年8月／払込(支払)日の翌日	870円	1,240円	1,740円
2027年9月29日		2027年9月／払込(支払)日の翌日	660円	930円	1,310円
2027年10月30日		2027年10月／払込(支払)日の翌日	440円	630円	880円
2027年11月29日		2027年11月／払込(支払)日の翌日	210円	300円	440円

【ご注意】
締切日を過ぎた場合は、
再度お申し込みいただく必要があります。

■事故が起こった場合の連絡方法について

「東京海上日動事故受付拠点一覧」をご覧いただきご連絡下さい。
https://www.asahi-sougou.co.jp/insurance/baseball/club

東京海上日動　賠償責任保険　事故受付拠点一覧

※事故が発生した場合には、遅滞なく学校所在地最寄りの事故受付拠点にご連絡ください。

営業時間：月～金（土日祝除く）9：00～17：00

都道府県名	損害サービス部	課・センター名	電話番号	FAX番号
北海道	北海道損害サービス部	火災新種損害サービス課	011-271-4817	050-3730-6792
宮城・岩手・山形 福島・青森・秋田	東北損害サービス部	火災新種損害サービス課	022-225-5012	050-3730-6977
群馬・栃木 新潟・長野	北関東・信越 損害サービス部	火災新種損害サービス課	048-650-8550	050-3730-6904
埼玉	埼玉損害サービス部	火災新種損害サービスチーム	048-650-8433	050-3730-6850
千葉・茨城	東関東損害サービス部	火災新種損害サービス課	043-299-5314	050-3730-6880
東京・山梨	本店損害サービス部	火災新種損害サービス室第1チーム	03-3515-7697	050-3385-6797
神奈川	神奈川損害サービス部	横浜損害サービス第４チーム	045-224-3600	050-3385-7410
静岡	静岡損害サービス部	火災新種損害サービスチーム	054-254-0216	050-3385-7419
愛知	名古屋損害サービス第一部	火災新種損害サービス第一課	052-201-9641	050-3730-7174
岐阜・三重	名古屋損害サービス第一部	火災新種損害サービス第一課	052-201-9641	050-3730-7174
京都・滋賀	京滋損害サービス部	火災新種損害サービス課	075-241-1169	050-3385-7524
富山・石川・福井	北陸損害サービス部	火災新種損害サービス課	076-233-7065	050-3730-7070
大阪	関西火災新種損害サービス部	火災新種損害サービス第１チーム	06-6203-0685	050-3385-7592
奈良・和歌山	関西火災新種損害サービス部	火災新種損害サービス第２チーム	06-6910-6120	050-3385-7589
兵庫	神戸損害サービス部	火災新種損害サービス課	078-333-7166	050-3385-7547
広島・岡山・山口 鳥取・島根	中国損害サービス部	火災新種損害サービス室	082-511-9406	050-3730-7089
香川・徳島 高知・愛媛	四国損害サービス部	火災新種損害サービスチーム	087-822-7521	050-3730-7093
福岡・佐賀 長崎・沖縄	九州損害サービス第一部	火災新種損害サービスチーム	092-281-8146	050-3730-7109
熊本・大分 宮崎・鹿児島	九州損害サービス第二部	火災新種損害サービスチーム	096-300-8627	050-3730-7147

東京海上日動　傷害保険　事故受付拠点一覧

※事故が発生した場合には、遅滞なく学校所在地最寄りの事故受付拠点にご連絡ください。

営業時間：月～金（土日祝除く）9：00～17：00

都道府県名	損害サービス部	課・センター名	電話番号	FAX番号
北海道	北海道損害サービス部	火災新種損害サービス課 火災新種コーナー	011-271-7346	050-3730-6792
宮城・岩手・山形 福島・青森・秋田	東北損害サービス部	火災新種コーナー	022-225-5095	050-3730-6977
群馬・栃木 新潟・長野	北関東・信越 損害サービス部	火災新種コーナー	048-650-8540	050-3730-6903
埼玉	埼玉損害サービス部	埼玉火災新種コーナー	048-650-8441	050-3730-6851
千葉・茨城	東関東損害サービス部	千葉火災新種コーナー	043-299-5363	050-3730-6878
東京	ウェルネス保険金サポート部	東京傷害保険サポート第２コーナー	03-6632-0640	050-3730-6913
山梨	ウェルネス保険金サポート部	東京傷害保険サポート第１コーナー	03-6632-0482	050-3730-6912
神奈川	神奈川損害サービス部	横浜火災新種コーナー	045-224-3602	050-3385-7410
静岡	静岡損害サービス部	静岡火災新種コーナー	054-254-4370	050-3730-7015
愛知・岐阜・三重	名古屋損害サービス第一部	名古屋火災新種コーナー	052-201-9651	050-3730-7036
京都・滋賀・兵庫 大阪・和歌山・奈良	関西火災新種損害サービス部	傷害・海旅チーム	06-6203-0681	050-3385-7590
富山・石川・福井	ウェルネス保険金サポート部	東京傷害保険サポート第２コーナー	03-6632-0640	050-3730-6913
広島・岡山・山口 鳥取・島根	中国損害サービス部	広島火災新種コーナー	082-511-9392	050-3730-7194
香川・徳島 高知・愛媛	四国損害サービス部	火災新種損害サービスチーム	087-822-7523	050-3730-7095
福岡・佐賀 長崎・沖縄	九州損害サービス第一部	福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
熊本・大分 宮崎・鹿児島	九州損害サービス第一部	福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105

■もし事故が起こったら・・・

①学校の先生より、学校所在地最寄りの事故受付拠点にご連絡ください。

保護者様からでも事故報告をしていただけますが、学校へ確認書類の取り付けが別途必要となります。

【ご連絡いただいた際に、下記をお伝えいただくと受付がスムーズです】

契約者名：公益財団法人日本高等学校野球連盟

証券番号：（賠償責任保険）Y900008261　（傷害保険）Y900008278

②保険金請求書類の提出

東京海上日動火災保険㈱より、保険金請求書類等を発送いたしますので、
ご記入、ご捺印の上、必要書類を添えていただき、ご提出ください。

③ご提出いただいた書類の確認

提出いただいた書類の内容や事実確認をさせていただき、
お支払いできるか否かの判断および、お支払い金額の算出をさせていただきます。

④保険金のお支払い

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入されている場合は、それぞれから保険金を請求することが可能です。

ご確認ください　加入の仕方はただしいですか？

賠償責任保険

保険料は、高野連に届け出た部員数で算出します。

部員数は、2026年5月末に各都道府県高野連に届け出た人数です。

正解

2026年5月末の届け出時点の部員数

- **引退した3年生**
- **現役プレーヤーの2年生**
- **現役プレーヤーの1年生**
- **届出より後に退部した生徒**
- **マネージャー**

誤り

現在の部員数

- **現役プレーヤーの2年生**
- **現役プレーヤーの1年生**

現在野球部に所属している人数ではありません！！

ご注意ください！

Q＆A　よくあるお問い合わせ

保険加入のための手続きについて

Q１.**賠償責任保険の部員数は、なぜ2026年5月末日に公益財団法人日本高等学校野球連盟に届けた人数になっているのですか？現在の部員数は、3年生が引退して減っているのですが**

A１.本賠償責任保険は、日本高等学校野球連盟に加盟されている野球部様を対象とした特別な補償制度です。制度運営上の理由から、2026年5月末時点で公益財団法人日本高等学校野球連盟に届け出た部員数をもとに保険料を設定しているため、3年生が引退しても新入生が入部しても変更手続きは不要です。
ご理解のほど、よろしくお願いします。

Q2.**保険の補償開始時期、保険料がわかりません**

A2.賠償責任保険はパンフレットP3・4、傷害保険はパンフレットP6をご覧ください。賠償責任保険は、いつ加入されても保険料は同じですが、傷害保険は補償開始日、振込日により保険料が異なります。

Q3.**保険料を振り込みましたが補償が間に合いますか？**

A3.補償開始はスケジュール一覧通りとなりますので、締切日と補償開始日を再度ご確認ください。

Q4.**中途加入ですが補償期間を教えてください**

A4.補償開始日は、お手続き完了日より変わります。加入期間に関わらず、補償終了日は、2027年12月1日午後4時までです。
中途加入の場合、加入時から1年間の補償ではありません。

Q5.**傷害保険加入部員名簿の「満年齢」はいつの年齢ですか？**

A5.加入依頼日（申し込み）時点での年齢となります。

事故が発生した場合

Q1.事故、ケガをした場合は、どうしたらいいですか？

A1.パンフレットP7・8「東京海上日動事故受付拠点一覧」から学校近くの東京海上日動火災保険㈱にご連絡ください。

Q2.事故受付の時に証券番号と契約者名を聞かれた

A2.証券番号は、下記の通りです。
賠償責任保険：Y900008261
傷害保険　　：Y900008278
契約者名は、公益財団法人日本高等学校野球連盟です。

その他

Q1.**学校が統合したり、学校名が変わった場合、どうしたらいいですか？**

A1.朝日新聞総合サービス㈱までご連絡ください。変更手続きが必要です。

Q2.**新入生が入部してきましたが、再度加入が必要ですか？**

A2.（賠償責任保険）
保険期間中で人数が変更となってもお手続きは不要です。
2026年5月末に高野連に届け出た部員数が基準となっているためです。
（傷害保険）
団体加入・個人加入いずれもお手続きが必要です。

Q3.**いつまで加入できますか？**

A3.2027年11月29日の最終締切日までご加入いただけます。
満期はいつ加入されても、2027年12月1日午後4時です。

このパンフレットは施設賠償責任保険およびスポーツ団体傷害保険特約付普通傷害保険の内容についてご紹介をしたものです。ご加入にあたっては、必ず「補償のあらまし　重要事項説明書」をよくお読みください。施設賠償責任保険およびスポーツ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険の詳細は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店との間で締結され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

お問い合わせ先

＜取扱代理店＞
朝日新聞総合サービス株式会社
大阪保険事業部
〒530-0005　大阪市北区中之島2-3-18　NFT17F
TEL：06-6231-4546　FAX:06-6231-9531
営業時間：月～金（祝日除く）
10:00～12:30　13:30～18:00

＜引受保険会社＞
東京海上日動火災保険株式会社
担当課　関西法人営業部　企業チーム
〒541-0043　大阪市中央区高麗橋3-5-12
TEL：06-6203-0480　FAX:050-3385-6065
営業時間：月～金（祝日除く）9:00～17:00

26T-000829　2026年9月作成